

山梨県公報

第二千六百四十五号

平成二十八年

十月二十四日

月 曜 日

二五・四

目次

○道路の区域変更	八五九
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	八五九
○開発行為に関する工事の完了について	八五九
その他	
○審理の開始	八六〇
○漁業法による水産動植物の取扱いの制限	八六〇

告 示

山梨県告示第三百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年十一月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 一三九号
- 道路の区域

区 間	旧 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市七保町瀬戸字小俣川四番地先から 大月市七保町瀬戸字小俣川一七番一地先ま で	一一・二	一〇・五 一四・七		一一四・九

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 申請のあった年月日 平成二十八年十月十四日
 - 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人小さな村総合研究所
 - 2 代表者の氏名 小村幸司
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北都留郡丹波山村九百六十六番地
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、丹波山村村民に対して、全国の小さな村と連携して、里山暮らしの情報を発信するとともに、都市圏との交流事業の企画立案、里山ビジネスの調査研究を行うことにより、もって、交流人口の拡大、小さな村への移住・定住の促進、地域資源を活かした起業の支援、地域の活性化等に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年十月十七日から同年十二月十六日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字熊穴四千四百二十一の一、四千四百二十一の五、四千四百三十五の二、四千四百四十三の一、四千四百四十五の一、四千四百四十五の五、四千四百四十五の六、四千五百五十九の一、四千五百六十一の一、四千五百六十二の一、四千五百六十三の二、四千五百六十四の二、四千五百六十五の四及び四千五百六十七の一並びに同市松山字中原四千四百六十二の一及び四千四百六十二の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都品川区旗の台二丁目五番八号 学校法人昭和大学 理事長 小口勝司

その他

● 審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のとおり開始する。

平成二十八年十月二十四日

山梨県 収用委員会

- 一 起業者名称 山梨県
- 二 収用事件名 一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力字寺之前地内から同市大字万力字相干場地内まで及び同市大字東字荒神山地内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 三 審理の期日 平成二十八年十一月十日（木） 午後一時から
- 四 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十八年十月二十四日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平山公明

一 指示の内容 山梨県においてイワナ、ヤマメ又はアマゴ（卵を含む。以下同じ。）を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権免許を受けている者が漁業権に基づいて放流する場合、捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するために放流する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 平成二十八年十月二十七日から平成三十年十月二十六日まで